

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	統括防火管理者の行うべき業務についての措置命令		
根拠法令 及び条項	消防法第 8 条の 2 第 6 項		
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 処分基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 〔統括防火管理者〕 第八条の 2 6 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		
処分基準 設定年月日	令和 6 年 3 月 2 1 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防本部 予防課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。